

右状況及申(通)部候也

(別記)

告訴状

東京府葛飾郡千住町二丁目

原告人 越沼浦藏

植田房雄

毎日印重

鈴木

伊藤

鶴田

東京府葛飾郡千住町二丁目

心社組谷製作所

被告訴人 組谷貞芳

告訴事實

一 被告訴人、昭和四年一月東京府葛飾郡葛飾町新井 當地に鑄物製造を目的とする頭書二塊を設

置し、被告訴人等職工として使用し、營業を開始したものとす。

二 被告訴人越沼浦藏は、一月三日より一月三十日、公算日及終末日三月十七日、一箇、合相日四月

二十九日、二箇、一淨藤日六月二十九日、一十餘、合觀日六月三十日、一七十餘、各日給の契約を以て

被告訴人の前記工場に就職す。

三 然るに本年七月十八日營業不振を以て工場を閉鎖し、職工解雇を申渡し、而して多少の未辨給料

等あり、右未辨給料を得んとす。此の爲に承認す。